

社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に必要な添付書類

令和6年10月1日時点

都道府県	京都府
市区	京都市
担当部署	・保健福祉局保健福祉部監査指導課 ・子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室

吸収合併の場合		
基本情報		
1	合併理由書	
2	評議員会で合併の承認をしたことを証する書面	
3	存続する法人の定款	
4	吸収合併消滅社会福祉法人の財産目録及び貸借対照表	
5	吸収合併消滅社会福祉法人の負債を証明する書類	
6	(合併後の) 吸収合併存続社会福祉法人の財産目録	
7	(合併後の) 吸収合併存続社会福祉法人の事業計画書および収支予算書 (合併日に属する会計年度及び次会計年度)	
8	(合併後の) 吸収合併存続社会福祉法人の評議員、役員となるべき者の履歴書 および就任承諾書	
9	評議員、役員になる者について、他に役員等になる者と婚姻関係または3親等以内の親族関係にある者がいる場合等は、その氏名及びその者との続柄を記載した書類	
関係書類		合理的な理由
1		
2		
3		
4		
5		
6		

7		
8		
9		
10		
その他、添付書類に関する規則・ルール		合理的な理由

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。

社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に必要な添付書類

令和6年10月1日時点

都道府県	京都府
市区	京都市
担当部署	・保健福祉局保健福祉部監査指導課 ・子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室

新設合併の場合		
基本情報		
1	合併理由書	
2	評議員会で合併の承認をしたことを証する書面	
3	合併により設立する法人の定款	
4	各法人の財産目録および貸借対照表	
5	各法人の負債を証明する書類	
6	合併により設立する法人の財産目録	
7	合併により設立する法人の事業計画書および収支予算書（合併日に属する会計年度及び次会計年度）	
8	合併により設立する法人の評議員、役員となるべき者の履歴書および就任承諾書	
9	評議員、役員になる者について、他に役員になる者と婚姻関係または3親等以内の親族関係にある者がいる場合等は、その氏名及びその者との続柄を記載した書類	
関係書類		合理的な理由
1		
2		
3		
4		
5		

6		
7		
8		
9		
10		
その他、添付書類に関する規則・ルール		合理的な理由

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。

社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に必要な添付書類

令和6年10月1日時点

都道府県	京都府
市区	京都市
担当部署	・保健福祉局保健福祉部監査指導課 ・子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室

事業譲渡等にかかる定款変更の場合		
基本情報		
1	理事会議事録	
2	評議員会議事録	
3	現行の定款	
4	変更後の定款	
5	事業譲渡契約書	
6	新たに経営する事業の事業計画書および収支予算書 (事業開始日に属する会計年度及び次会計年度)	
7	施設長就任書・履歴書	
関係書類		合理的な理由
1	新たに経営する事業の事業指定書(写)又は事業所管課の受付印の押印等がされた申請書(写)	施設の設置認可等を確認するため(事業譲渡マニュアル「事業にかかる各種申請」)
2	事業廃止の場合、事業の廃止許可書等(写)又は事業所管課の受付印の押印等がされた廃止届等(写)	施設の廃止認可等を確認するため(事業譲渡マニュアル「事業にかかる各種申請」)
3	基本財産(土地・建物)の増加を伴う場合、登記事項証明書(土地・建物)、対象施設の図面(建物図面、土地公図、位置図(住宅地図可)) ※所有権移転登記後に別途申請	財産の現況及び権利の所属を確認するため
4	基本財産(土地・建物)の削除を伴う場合、登記事項証明書(土地・建物)、基本財産処分承認書(表紙部分(市長等公印押印部分)の写しと申請書の写し) ※所有権移転登記後に別途申請	財産の権利の所属を確認するため 定款に定める手続(所轄庁の承認)を経たことを証明する書類の添付が必要とされているため
5		
6		

7		
8		
9		
10		
その他、添付書類に関する規則・ルール		合理的な理由

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。

社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に必要な添付書類

令和6年10月1日時点

都道府県	京都府
市区	京都市
担当部署	・保健福祉局保健福祉部監査指導課 ・子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室

事業譲渡等にかかる基本財産処分の場合		
基本情報		
1	理事会議事録	
2	評議員会の議事録	
3	財産目録	
4	処分物件が不動産の場合は、その価格評価書	
5	対象施設の図面（面積の明記、国庫補助及びその他の別）	
関係書類		合理的な理由
1	処分物件が不動産の場合は、登記事項証明書（土地・建物）	財産の現況及び権利の所属を確認するため
2	処分の対価を証する書類（写）（基本財産の譲渡に係る契約書等）	申請書に記載する処分の対価及びその妥当性を確認するため
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

その他、添付書類に関する規則・ルール	合理的な理由

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。